

第6回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和3年11月30日提出

I 件数 27件

【内訳】議案 27件（条例4件、補正予算関係8件、その他15件）

II 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第108号 押印等見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

【趣旨】

市民等の負担軽減及び利便性向上並びに業務の効率化を図るため、署名押印を求める規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

国の行政手続きの書面・押印・対面の見直しを受け、本市においても市民等の負担軽減及び利便性向上並びに業務の効率化を図るため、令和3年1月から見直しに着手している。

現在、押印等を求める手続き2,671件中1,807件（約7割）の押印等を不要としたところである。

今回、条例で規定されている押印等手続きを改めるもの。

①職員の仕事の宣誓に関する条例（平成18年南相馬市条例第31号）

「面前での宣誓書の署名押印」を「宣誓書の提出」に改正

②南相馬市固定資産評価審査委員会条例（平成18年南相馬市条例第101号）

審査申出書の押印を不要とし、調書の「署名押印」を「氏名の記載」に改めるほか、文言の整理を行うもの

③南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号）

消防団入団時の「宣誓書の署名」を「宣誓書の提出」に改め、様式から「印」を削除

2 施行日 公布の日

【趣旨】

福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員	第2条 ～ 第4条	<p>【看護体制強化支援手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 年13万3,000円の範囲内で市長が定める額 ・支給対象職員 令和4年3月31日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」という。） （支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員は対象外。） <p>【ふるさと就職支援手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 勤務1月につき7万1,300円 ・支給対象職員 平成25年4月1日以降に新たに採用した看護職員であって、採用した月の前の月以前に市長が別に定める地域※に居住していたもの。 <p>※市長が別に定める地域 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県</p>

2 施行日等 公布の日（令和3年4月1日適用）

3 失効日 令和4年3月31日

議案第 110 号 **南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について**

【趣旨】

令和 4 年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

令和 4 年度の津波被災区域における固定資産税については、海岸防災林、ほ場整備工事等の復旧が完了していない状況から、令和 3 年度に引き続き、全額免除又は使用等が認められる場合は 2 年間 2 分の 1 減免を継続するもの。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
津波により家屋が滅失し、又は損壊した区域及び土砂の流入等により従前の使用ができなくなった土地又は家屋（第 4 条第 1 5 項関係）	全額免除	全額免除
復旧し使用可能となった土地又は家屋（第 4 条第 1 6 項関係）	2 分の 1 減免	2 分の 1 減免

2 施行日 公布の日

議案第 111 号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額を改めるもの。

【主な内容】

1 改正の概要

産科医療補償制度の掛金引き下げを踏まえた健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金について、現行の40.4万円から40.8万円に額の引き上げを行うもの

改正条例等及び内訳		改正前	改正後
国民健康保険条例	出産育児一時金額	40万4,000円	40万8,000円
国民健康保険給付規則	加算額 (産科医療補償制度の掛金分)	1万6,000円	1万2,000円
支給総額		42万円	42万円

2 施行日 令和4年1月1日

※産科医療補償制度

- ・分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償する制度
- ・全国の分娩機関の99.9%が制度に加入している。
- ・令和4年1月1日以降の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げ

《補正予算関係》

議案第 112 号 令和 3 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 113 号 令和 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 114 号 令和 3 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 115 号 令和 3 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 116 号 令和 3 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 117 号 令和 3 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 118 号 令和 3 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 119 号 令和 3 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第 120 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和 2 年第 8 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良舗装（1－7号線 第2換地区外）工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区南柚木字水神下地内外
契約金額	変更前	399,300,000円
	変更後	417,774,500円
	増額する額	18,474,500円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>土砂等運搬距離の変更</p> <p>当初の残土処分の取り扱いにおいては、土木工事標準積算基準に基づき、運搬距離を 2 k m 以内での処分としていたが、受注者側において残土処理場の確保が困難であった。運搬エリアを拡大し、近接地での搬入可能地を再調査した結果、運搬距離 9 k m 地での残土処理場が確保できたことから、運搬距離を延長し残土処分費を増額とするもの。</p> <p>土砂等運搬距離【L = 2 k m 以下】→【L = 9. 0 k m】 土量 V = 1 6, 4 3 9. 1 m 3</p>
(2)	<p>暗渠排水工の増工</p> <p>道路土工において、法面掘削の結果、設計図にはない宅内排水暗渠管が 2 本確認されたことから、既存管と接続するため、暗渠排水工を増工するもの。</p> <p>暗渠排水工 【L = 0 m】→【L = 1 2. 2 m】</p>

議案第 121 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和 2 年第 8 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修 （準用河川北原川）第 8 期工事
契約の相手方		南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社
施工場所		南相馬市原町区萱浜字中切付地内外
契約金額	変更前	3 2 1, 2 0 0, 0 0 0 円
	変更後	3 3 2, 8 8 5, 3 0 0 円
	増額する額	1 1, 6 8 5, 3 0 0 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>仮締切工（鋼矢板）の増工</p> <p>護岸基礎工において、床掘（掘削）を行ったところ、床掘地山から浸透水の発生が確認されたことから、本工事を行う上で、床掘断面に仮締切工（鋼矢板の設置）が必要になるため増工するもの。</p> <p>仮締切工（鋼矢板） 【0 枚】 → 【左岸 4 1 5 枚・右岸 4 8 8 枚】</p>

議案第 122 号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	令和 3 年度被災地域農業復興総合支援事業 農業用機械購入その 3
取得する動産及び数量	トラクターなど 6 6 台
取得金額	1 9 0, 3 0 0, 0 0 0 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和 4 年 3 月 1 5 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 1 6 3 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予定価格	2 1 4, 2 6 9, 0 0 0 円 (消費税を含む。)
落札率	8 8. 8 1 %

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備考
株式会社南東北クボタ 原町営業所	173, 000, 000 円		落札
株式会社 J A ふくしま未 来サービス 原町農機セ ンター	179, 000, 000 円		
ヤンマーアグリジャパン 株式会社 原町支店	181, 000, 000 円		

【購入明細書】

2 3 ページから 2 6 ページまでに記載

議案第 123 号 財産の処分について

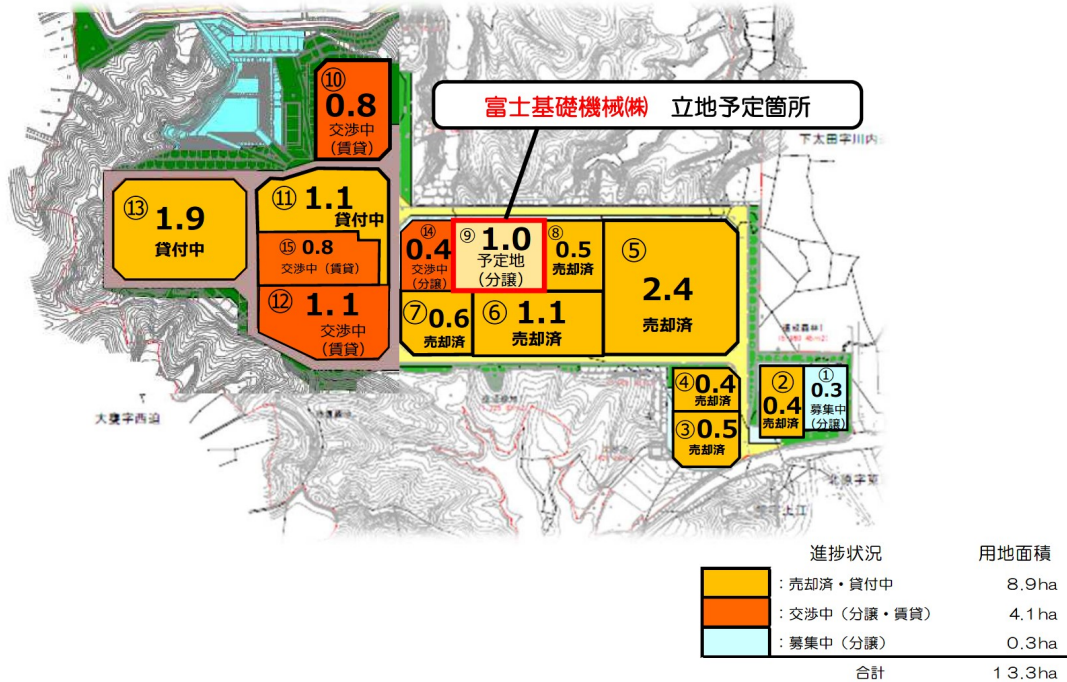
【趣旨】

市有地を工場用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

	所在地	地目	面積 (㎡)
処分する土地の表示	南相馬市原町区下太田字川内迫 310 番 5	山林	10,000.03
処分予定価格	92,500,277 円		
処分の相手方	兵庫県尼崎市南武庫之荘 12 丁目 20 番 18 号 富士基礎機械株式会社		

立地予定位置図 (富士基礎機械(株))



議案第 124 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市健康福祉センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市健康福祉センター
- ②位置 南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 1 0 月 1 日（金）から 2 9 日（金）まで
- 現地説明会 令和 3 年 1 0 月 1 8 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 1 0 月 1 9 日（火）まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 1 0 月 2 9 日（金）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 1 1 月 9 日（火）

(3) 申請団体 2 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 1 1 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「サービスの向上を図るための具体的手法」、「施設の管理運営に係る経費の縮減」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 125 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市小高老人福祉センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市小高老人福祉センター
- ②位置 南相馬市小高区東町三丁目 2 2 番地

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで
- 現地説明会 令和 3 年 10 月 14 日（木）
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 10 月 19 日（火）まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 10 月 29 日（金）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 11 月 9 日（火）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 11 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「サービスの向上を図るための具体的手法」、「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 126 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市小高区商業施設
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区上高平字川原 5 2 1 番地 名称 有限会社丸上青果 代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市小高区商業施設
- ②位置 南相馬市小高区上町一丁目 5 6 番地

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで
- 現地説明会 令和 3 年 10 月 15 日（金）
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 10 月 19 日（火）まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 10 月 29 日（金）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 11 月 9 日（火）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 11 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「有限会社丸上青果」を指定管理者候補者として決定した。

「有限会社丸上青果」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「商業施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「商業施設の管理経費の縮減を図るための具体的手法」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 127 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市産業創造センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本町一丁目 1 1 1 番地 名称 南相馬インキュベートコンソーシアム 代表者の氏名 (株) ゆめサポート南相馬 代表取締役 高橋 隆助
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市産業創造センター
- ②位置 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 4 5 番地の 2 4 5

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 1 0 月 1 日 (金) から 2 9 日 (金) まで
- 現地説明会 令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金)
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 1 0 月 1 9 日 (火) まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (金)
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 1 1 月 9 日 (火)

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 1 1 月 9 日 (火) 開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「南相馬インキュベートコンソーシアム」を指定管理者候補者として決定した。

「南相馬インキュベートコンソーシアム」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 128 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	道の駅南相馬・南相馬市サービスエリア利活用拠点施設
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区高見町二丁目 30 番地の 1 名称 株式会社野馬追の里 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 博人
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

①道の駅南相馬

位置：南相馬市原町区高見町二丁目 30 番地の 1

②南相馬市サービスエリア利活用拠点施設

位置：南相馬市鹿島区浮田字椴木沢 2 1 2 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

募集要項の配布期間	令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで
現地説明会	令和 3 年 10 月 13 日（水）
募集要項に関する質問受付	令和 3 年 10 月 20 日（水）まで
申請書の提出期限	令和 3 年 10 月 29 日（金）
指定管理者選定審査委員会	令和 3 年 11 月 9 日（火）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 11 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社野馬追の里」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社野馬追の里」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 129 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市水産業共同利用施設
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 相馬市尾浜字追川 1 9 6 番地 名称 相馬双葉漁業協同組合 代表者の氏名 代表理事組合長 立谷 寛治
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市水産業共同利用施設
- ②位置 南相馬市鹿島区烏崎字牛島 3 5 5 番地の 1 ほか

(2) 選定までのスケジュール

- 指名要項の配布期間 令和 3 年 1 0 月 1 日 (金)
- 指名要項に関する質問受付 令和 3 年 1 0 月 1 9 日 (火) まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (金)
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 1 1 月 9 日 (火)

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 1 1 月 9 日 (火) 開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「相馬双葉漁業協同組合」を指定管理者候補者として決定した。

「相馬双葉漁業協同組合」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「安定的な運営が可能となる人的能力」、「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」、「類似施設の運営実績」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 130 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	原町斎場
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区金沢字荒次郎 283 番地の 1 名称 株式会社相双環境整備センター 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 光正
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 原町斎場
- ②位置 南相馬市原町区上北高平字東高松 30 番地

(2) 選定までのスケジュール

募集要項の配布期間	令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで
現地説明会	令和 3 年 10 月 15 日（金）
募集要項に関する質問受付	令和 3 年 10 月 19 日（火）まで
申請書の提出期限	令和 3 年 10 月 29 日（金）
指定管理者選定審査委員会	令和 3 年 11 月 9 日（火）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 11 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社相双環境整備センター」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社相双環境整備センター」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「施設の管理運営に係る経費の縮減」、「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 131 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬屋内市民プール
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬屋内市民プール
- ②位置 南相馬市原町区小川町 5 5 3 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで
- 現地説明会 令和 3 年 10 月 13 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 10 月 19 日（火）まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 10 月 29 日（金）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 11 月 9 日（火）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 11 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 132 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	かしま交流センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地 名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ 代表者の氏名 理事長 但野 裕
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 かしま交流センター
- ②位置 南相馬市鹿島区横手字川原 1 8 6 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 3 年 1 0 月 1 日（金）から 2 9 日（金）まで
- 現地説明会 令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金）
- 募集要項に関する質問受付 令和 3 年 1 0 月 1 9 日（火）まで
- 申請書の提出期限 令和 3 年 1 0 月 2 9 日（金）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 3 年 1 1 月 9 日（火）

(3) 申請団体 2 団体

(4) 選定方法

令和 3 年 1 1 月 9 日（火）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ」を指定管理者候補者として決定した。

「特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

議案第 133 号 市の境界変更について

【趣旨】

鹿島区八沢地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、市の境界を変更する必要が生じたため、地方自治法第7条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

【主な内容】

1 市境界の変更について

復興基盤総合整備事業（八沢地区）の施行に伴い従来の地形が変更されたので、県から当該事業施行後の区画に合わせた市の境界変更について依頼があったもの。

当該市境界の変更は、地方自治法第7条の規定により関係市町村の議会の議決後、県議会の議決を経て、総務大臣に届けることとなる。

(1) 移動面積（面積の増減なし）

南相馬市から相馬市に編入する区域 3, 348 m²

相馬市から南相馬市に編入する区域 3, 348 m²

(2) 総面積

	変更前 (km ²)	変更後 (km ²)
相馬市	197.79 km ²	197.79 km ²
南相馬市	398.58 km ²	398.58 km ²

(3) 移動人口

なし

2 今後の事務手続

令和3年12月 相馬市、南相馬市議会提案・議決

令和4年 1月 県へ変更の申請（市）

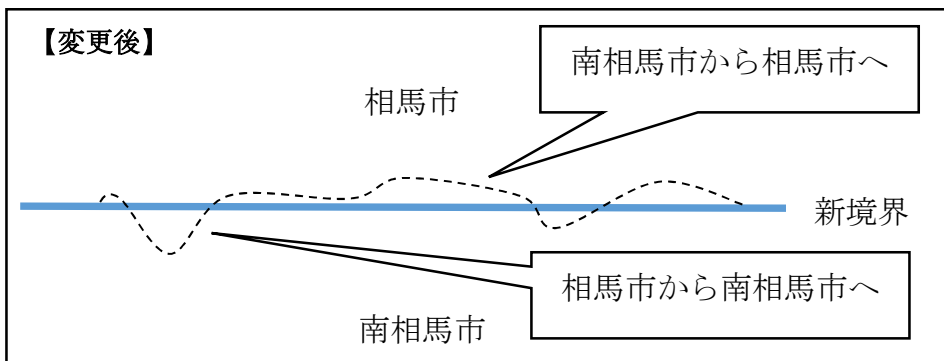
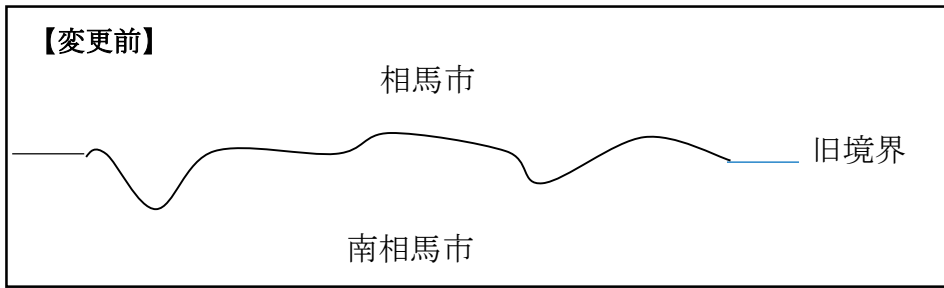
令和4年 6月 県議会提案・議決

令和4年 7月 総務大臣へ届出

令和4年 9月 総務大臣告示（国）

換地処分公告（県）

変更イメージ



議案第 134 号 字の区域の変更について

【趣旨】

鹿島区八沢地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設が行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。(別紙のとおり103区域)

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告(福島県知事)があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和3年12月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知(市)

令和4年 9月 換地処分公告(県)、換地処分登記申請(県)

3 復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの

復興基盤総合整備事業(八沢地区)の概要

受益面積	367.0ha
総事業費	11,144,700千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 367.0ha 道路工 55,898m 用水路工 67,050m 排水路工 53,085m
事業年度	平成24年度～令和4年度

令和3年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その3 明細書

No	機種名	型式等		数量	貸与予定 組織
1	トラクター	株式会社クボタ	SL540HCQG SSP	1	岡和田機械 等利用組合
2	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SKS2000D-4 SD	1	
3	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WRZ3900N- 4S	1	
4	法面草刈機 (アタッチメント)	松山株式会社	TDC1400-0S	1	
5	畦塗機 (アタッチメント)	小橋工業株式会 社	XRM771T-0S	1	
6	ブロードキャスター (アタッチメント)	松山株式会社	MP330EXK- 4S	1	
7	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMZ5000N- 4L	1	桜井アグリ サービス
8	トラクター	ヤンマーアグリ 株式会社	YT472A,CY UQ	1	荻の杜
9	田植機	ヤンマーアグリ 株式会社	YR8DA,VTS D	1	
10	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SKL2400D-4 L	1	
11	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMZ4500N- 0L	1	
12	法面草刈機 (アタッチメント)	松山株式会社	TDX1600-0L	1	
13	畦塗機 (アタッチメント)	松山株式会社	LZR353NJC- 0L	1	
14	リバーシブルプラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	R125CJC	1	
15	バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	V23C	1	
16	レーザーレベラー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	L3012AA	1	

No	機種名	型式等		数量	貸与予定組織
17	スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	C258EIB	1	荻の杜
18	サブソイラ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	S503E	1	
19	溝堀機 (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	D25BB	1	
20	ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	MGC603PN- 0L	1	
21	トレーラー (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	TFT5000BL	1	
22	農薬散布用ドローン	株式会社クボタ	T20K	1	
23	育苗関連機器	株式会社タイガ ーカワシマ 他	AQ-1000 他	1	
24	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SX2010-4S	1	角部内営農 組合
25	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WRZ4200N- 4S	1	
26	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMZ4500N- 0L	1	岡田生産組 合
27	トラクター	株式会社クボタ	MR800HQM AXWUPC3	1	みさき未来
28	トラクター	株式会社クボタ	MR1000AQ MAXWUR2- A	1	
29	田植機	株式会社クボタ	NW8SA-PF- A	1	
30	普通型コンバイン	株式会社クボタ	ERH450E-C GS	1	
31	動力噴霧機	株式会社やまび こ	RVHC650W/ 120K	1	
32	ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	MGC603PN- 0L	1	
33	プラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	R183CGC	1	

No	機種名	型式等		数量	貸与予定組織	
34	バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	V25C	1	みさき未来	
35	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SKL2200D-4 L	1		
36	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMZ4500N- 4L	1		
37	溝堀機 (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	D25CA	1		
38	レーザーレベラー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	L4001AB	1		
39	サブソイラ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	S602B	1		
40	トレーラー (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	TFT5000BL	1		
41	法面草刈機 (アタッチメント)	株式会社タカキ タ	ZLE2000H	1		
42	畦塗機 (アタッチメント)	小橋工業株式会 社	XRV872T-0L	1		
43	農薬散布用ドローン	株式会社クボタ	T20K	1		
44	育苗関連機器	株式会社タイガ ーカワシマ 他	AQ-500 他	1		
45	トラクター	井関農機株式会 社	TJV755CZW X3C	1		うらざとフ アーム
46	トラクター	ヤンマーアグリ 株式会社	YT357AJYU QH	1		
47	田植機	ヤンマーアグリ 株式会社	YR8DA,FTD	1		
48	動力噴霧機	株式会社丸山製 作所	BSA-651CE G6	1		
49	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SKS2000D-4 S	1		
50	畦塗機 (アタッチメント)	松山株式会社	AUZ353NJC -0S	1		

No	機種名	型式等		数量	貸与予定 組織
51	播種機 (アタッチメント)	アグリテクノサ ーチ株式会社	RXG-6YKA(2 000)	1	うらざとフ アーム
52	溝掘機 (アタッチメント)	松山株式会社	OM312E-4S	1	
53	ロータリーカルチ (アタッチメント)	松山株式会社	RK320	1	
54	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	LXR2420-4L	1	
55	代掻きハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMZ4500N- 0L	1	
56	ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社ササキ コーポレーショ ン	CF754D-0L	1	
57	トレーラー (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	TFT8000B	1	
58	サブソイラ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	S602E	1	
59	バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	V25C	1	
60	リバーシブルプラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	R143AAC	1	
61	レーザーレベラー (アタッチメント)	スガノ農機株式 会社	L3014AA	1	
62	法面草刈機 (アタッチメント)	株式会社タカキ タ	ZMTE1600P H	1	
63	法面草刈機 (アタッチメント)	株式会社タカキ タ	T460	1	
64	マニュアルスプレッダ (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	TMS2082D	1	
65	ケンブリッジローラー (アタッチメント)	株式会社 IHI ア グリテック	TKR2520R	1	
66	育苗関連機器	株式会社タイガ ーカワシマ 他	NBC-401 他	1	
合 計				6 6	